



手話でつながる心と心

「筑西市手話言語条例」が

制定されました

茨城県内の市町村で初

平成30年9月27日、筑西市議会第3回定例会において、茨城県内の市町村で初となる「筑西市手話言語条例」が可決され、9月30日から施行となりました。

この条例は、手話がすべての市民にとって大切な言語であると認識し、手話に対する理解の促進や普及、手話を使用しやすい環境の整備を推進するために制定したものです。

手話は大切な言語

平成18年、国連総会で障害者権利条約が採択され、「手話は言語」であることが世界的に認められるようになりました。

手話は手や指の動き、顔の表情を使う「目で見る言語」であり、ほかの言語とは異なる特徴を持っています。ろう者にとつ

て、もっとも自然で自由に会話ができるのが手話になります。

1990年代まで、口の形から言葉を読み取る口話法などが主流であったため、手話を使用することが禁止されてい

ました。そのような苦難な時代にあっては、手話が発展し続けてきたのは、手話がろう者の「いのち」であったからです。ろう者は、お互いの気持ちを

考え理解し合うために、また知識をたくわえ文化を創造するために、必要な言語として手話を大切に育んできました。

筑西市では、「手話が身近なまちづくり」を進めるために、すべての市民がお互いの人格や個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができ、地域社会の実現を目指します。

ろう者とは

生まれた時から聞こえないか、乳幼児期に病気などで失聴した人をいいます。言葉を獲得する前に聞こえなくなった場合は、話すことが困難となる人もいます。ろう者の多くは「手話」でコミュニケーションをとっています。



筑西市聴覚障害者協会
会長 藤田 好昭さん

この条例をきっかけに、たくさんの方に手話が広まってくれることを、会員一同願っています。

条例制定を祝う「筑西市聴覚障害者協会」のみなさん

条例制定までの取り組み

〔平成26年2月14日〕

「筑西市手話言語条例(仮称)」の制定を求める請願

〔平成26年6月17日〕

「筑西市手話言語条例(仮称)」採択

〔平成29年4月1日〕

「筑西市役所手話クラブ」が発足

〔平成30年5月20日〕

自立支援協議会で、手話言語条例検討会を開催

〔平成30年7月2日～22日〕

「筑西市手話言語条例(案)」のパブリックコメントを実施

〔平成30年7月27日〕

自立支援協議会で、パブリックコメントで寄せられた意見を「筑西市手話言語条例(案)」に反映

〔平成30年8月7日〕

手話言語条例(案)を決定

〔平成30年9月27日〕

筑西市議会第3回定例会で、「筑西市手話言語条例」を可決

〔平成30年9月30日〕

「筑西市手話言語条例」施行



▲筑西市役所手話クラブのメンバー。聴覚に障がいを持つ人が安心して来庁できるように、毎月2回勉強会を開催しています。

講師をつとめる中山孝子主事(写真中央)は、「市の福祉サービス向上のため、部員一同がんばりたいと思います」と話してくれました。



▲筑西市では、ろう者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を無料で行っています。

【派遣先】病院の受診、面接、学校行事など、社会生活上で必要と認められるもの。

※其他のご要望がある場合は、障がい福祉課へご相談ください。

☎障がい福祉課 ☎24-2105 FAX 25-2401

